

名称	上伊勢地区土地利用計画			
区域	位置	姫路市林田町上伊勢の一部	面積	432.6 ha
目標	<p>【まちづくりのテーマ】</p> <p>“伊勢山の自然の恵み、豊かな田園風景のなかで 美味しいお米が育ち、元気な子供の声が聞こえる 上伊勢”</p> <p>上伊勢地区は、伊勢山などの森林に囲まれた田園風景のなかにあり、豊かな土壌がもたらす美味しいお米、美味しい井戸水が自慢です。広い農地を活かし良質な農産物を育て、新たな住民を歓迎し、皆が安心して仲良く暮らしながら、美しい田園風景と歴史や生活文化などを次世代に継承していくものとします。</p>			
基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・守る：豊かな自然や田園風景、地域の伝統・文化を継承し、家族のような人のつながりで地域を守ります。 ・改善する・創る：生活道路の幅員確保などにより安全・安心な集落環境への改善を図り、新たな住民を受け入れる環境を整え、快適なまちを創ります。 ・活かす：豊かな農地や森林を守り、活かし、特徴あるまちづくりを進めます。 			
計画人口	昭和 46 年以降で最大の人口（平成 21 年の人口）		531	人
目標戸数	昭和 46 年以降で最大の人口に戻すための戸数		210	戸
詳細区域	<p>ア 良好的な自然環境の保全を図るべき区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大津茂川や池は、農業用水や森林からの雨水などを調節するもので保全区域とします。 ・多賀八幡神社、祠は歴史的な資産なので保全区域とします。 ・地区内の墓地は、地区の大切な先祖が祀られているので保全区域とします。 ・里山の一部は、保安林に指定されているため保全区域とします。 		(保全区域)	120.7 ha
	<p>イ 森林と当該区域において整備される建築物等が調和した 地域環境の形成を図るべき区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集落周辺の里山は、地域森林計画対象民有林に指定されているので森林区域とします。 		(森林区域)	229.7 ha
	<p>ウ 農地と当該区域において整備される建築物等が調和した 地域環境の形成を図るべき区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食糧生産基盤として農業の振興を図るとともに、農地が持つ多面的な機能を維持するために、農業振興地域の農用地区域に指定された農地及び、第 1 種農地、集落周辺農地、里山と農用地の間の農地等を農業区域とします。 		(農業区域)	61.4 ha
	<p>エ 集落として良好な生活環境の保全と創造を図るべき区域</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既存の住宅が立地している区域を中心に、良好な生活環境の保全を図るとともに地区のコミュニティを維持していくため、戸建て住宅や共同住宅、長屋、兼用住宅等が建てられるように集落区域とします。 		(集落区域)	16.8 ha

	才 その他区域	(その他区域)	4.0 ha
	・小学校、集落排水処理施設、工場、既存の集落から離れている住宅地などは、その他区域とします。		
	守る	<p>【伝統・文化の伝承】 多賀八幡神社や祠、伊勢岩屋の森にある神坐の窟や空木城跡などの伝統・文化を地区の財産として継承していきます。</p> <p>【コミュニティの維持】 地元の祭りだけでなく、公民館での行事も活発に行い、地域住民と交流できる機会をこれからも大切にしていきます。</p> <p>【自然環境の保全】 山紫水明な自然環境や、美味しいお米が取れる農地を守り継承できるように、土地利用計画に従った農地の利活用を行います。</p>	
取り組み	改善する ・創る	<p>【生活道路の改善】 生活道路について、緊急車両が通れるよう建築時には道路の幅員を4m以上確保することを目標とします。</p> <p>【里山・農地等の維持管理】 野生動物による被害の対策や田園景観の悪化を防ぐため、里山や農地の維持管理を進めます。</p>	
	活かす	<p>【PR】 上伊勢地区の自然豊かで子供を伸び伸びと育てられる環境や農業をしやすい環境などの魅力を、新たな入居者へアピールしていくように努めます。</p> <p>【農地の活用】 休耕田等の農地について、農地を貸したり、米作り以外の地物野菜作りなどへの転換や住宅地への転換を図るなど、農業の更なる活性化や土地の有効活用に努めます。</p> <p>農業初心者や営農希望者には、営農の仕方や耕作機械の操作方法の指導などにより農業者の担い手育成に努めます。</p>	
備考	まちづくりのルール	<p>【まちづくり協定】 上伊勢地区には、まちづくりのルール（協定）があります。 建物等を建築しようとする者は、上伊勢地区特別指定区域指定まちづくり協議会と協定を締結後に建築に着手するものとします。</p> <p>【まちづくり協定の運営】 地区的ルールは、地区のみなさんの信義にもとづいて自主的に守られることを前提としております。</p> <p>地区に新たに入居される方への伝達や、地区の見守りを目的とした活動を行います。</p> <p>【連絡先】上伊勢地区特別指定区域指定まちづくり協議会</p>	